

プレミアム付商品券Buy京田辺取扱店募集要項

1. 趣旨

プレミアム付商品券Buy京田辺事業実施要綱に定める取引について、当該商品券の取扱店舗を募集します。

2. 発行する商品券

- (1) プレミアム付商品券Buy京田辺（以下「商品券」という）
- (2) 発行額2.6億円（販売額2億円）（予定）
- (3) 発行部数2万冊（予定）
- (4) 販売価格 1冊10,000円（額面13,000円・プレミアム率30%）
《内訳》1,000円券×13枚=13,000円
※登録店全店で利用できる商品券になります。
※発行部数は購入状況等により減少する可能性があります。
※商品券には偽造防止策を施しています。
- (5) 使用可能期間 令和2年8月3日（月）～令和2年12月31日（木）
- (6) 購入上限冊数は、1人あたり2冊まで（応募者多数の場合は抽選）

3. 商品券の基本的な取扱い

- (1) 商品券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券の額面に満たない利用であっても、つり銭を出してはいけません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 使用可能期間を過ぎたものや、裏面に他店の店名等が記入されたものは受け取らないでください。
- (5) 商品券等の紛失、盗難について、商工会はその責任を負いません。

4. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 出資や金融商品
- (2) 債務の支払い（振込代金、振込手数料、電気・ガス、水道料金等）
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票の購入
- (6) スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (8) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い

- (9) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項に該当する営業に係る支払い
- (11) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (12) 国や地方公共団体への支払い（税金、各種使用料等）
- (13) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

5. 取扱店の応募資格

- (1) 京田辺市内に立地する店舗・事業所がある者
- (2) 本募集要項を遵守でき、下記のいずれにも該当しない者
 - ・ 4. で定める商品券が利用できない商品・サービスを取扱う者
 - ・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っている者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが分かるよう、商工会が配布する「プレミアム付商品券Buy京田辺取扱店登録証」を利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また、裏面に他店名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。ただし、差額が生じる場合につき銭は支払わないでください。
- (3) 利用期限である令和2年12月31日（木）以降、利用者から商品券を受け付けないでください。
- (4) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、商品券の受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に申し出てください。
- (5) 取引により商品券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため、必ず裏面の所定欄に直ちに店名等を記入（スタンプ可）してください。
- (6) 商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用可能期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (7) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用しないでください。
- (8) 使用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。
- (9) 取扱店の登録事項に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- (10) その他商工会からの指示を遵守してください。

7. 取扱店の登録手続き

(1) 申込み方法

登録を希望する事業者は、ウェブサイト上からの登録申請をお願いいたします。ウェブサイトから登録ができない場合は、下記、プレミアム付商品券Buy京田辺事務局までご連絡をお願いいたします。

※スムーズな事務手続きを進めるために、できる限りウェブサイトからの登録をお願いします。

(2) 申請書の提出先

プレミアム付商品券Buy京田辺事務局

〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町1-2-12 JR西日本大阪支社ビル1階

(株) 日本旅行(商工会からの委託事業者)

TEL 0120-203-635 FAX 06-6621-4180

午前10時～午後5時(年末年始・土・日・祝日を除く)

(3) 募集期間

① 一次募集

・募集開始から令和2年7月22日(水)まで

※商品券販売時に配布予定の取扱店掲載チラシに掲載されるのは一次募集期間内に登録手続きを終えた事業所になります。7月23日以降の登録された場合はウェブサイト上のみの掲載となります。

(4) 取扱店の承認

申込後、審査を行い、取扱店として承認し、「プレミアム付商品券Buy京田辺取扱店登録証」を配布します。

(5) その他

ア 登録料は不要です。

イ 市内に複数の店舗等があり、それぞれ取扱店として登録を希望する場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。

ウ チラシ、商品券見本等の資料は事前説明会(7月下旬)の終了後に登録住所宛に配布します。

8. 商品券の換金

(1) 換金方法

使用済み商品券の裏面に店名を記入等した上で、半券(取扱店控え)部分を切り取って、大きい方の半券(裏面に店名を記入等したもの)を専用封筒に入れて、事務局に郵送(送料は事務局が負担します)。後日、換金額を指定口座に振り込みます。

※小さい方の半券は取扱店の控えになりますので、精算が終わるまで大切に保管してください。

※換金手数料や振込手数料はかかりません。

※口座振込以外の換金はいたしません。

(2) 換金期間

令和3年1月15日(金)まで

※換金期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

(3) 換金日程

毎月1日までに投函した分は、翌月の1日(土日祝にあたる場合は翌営業日)で振込むサイクルになります。1月以降に投函された分は、随時速やかに振込みを行います。

9. 取扱店の取消

取扱店が、本募集要項に違反すると認められる場合は、換金の拒否や直ちに登録を取り消すとともに、店舗名の公表及び損害金の返還請求等を行うことがあります。

<お問い合わせ先>

プレミアム付商品券Buy京田辺事務局

〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町1-2-12 JR西日本大阪支社ビル1階

(株)日本旅行(商工会からの委託事業者)

TEL 0120-203-635 FAX 06-6621-4180

午前10時～午後5時(年末年始・土・日・祝日を除く)